



2010年5月6日

各 位

件名：東京税関・横浜税関等 5/1より5/31まで「薬物及び銃器取締強化期間」に

東京税関、横浜税関はじめとした5税関は、5/1より1ヶ月間を「薬物及び銃器取締強化期間」に定め、取締の強化を行うことを発表しました。

「薬物及び銃器取締強化期間」を設定するのは、東京、横浜、大阪、神戸、沖縄の5税関。この期間、関係機関との連携を図りながら、社会悪物品である覚せい剤、大麻、MDMA等の薬物やけん銃等の銃器の密輸入阻止のため取締りを一層強化するとしています。

これにより、通常時よりも輸入貨物に対する税関検査の増加が予想されます。

GW明けの貨物の動きが多い時期であり、お引取りをお急ぎのことと存じますが、各荷主様におかれましては、検査指定を受けた場合の税関検査への御理解・ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

各税関の「強化期間」についてのお知らせのHPは以下の通りです。

東京税関	http://www.customs.go.jp/tokyo/info/kanshi/20100430shuchu_kanshi.pdf
横浜税関	http://www.customs.go.jp/yokohama/notice/201005kyokakikan.pdf
大阪税関	http://www.customs.go.jp/osaka/news/index-1.html
神戸税関	http://www.customs.go.jp/kobe/content/201005kobekyoka.pdf
沖縄税関	http://www.customs.go.jp/okinawa/info/kyouka201001.pdf

株式会社 共同フレイターズ(通関業、国際複合輸送業)

営業部 : TEL : 03-5418-6371 / FAX : 03-5418-6377

カスタマーサービス部 : TEL : 03-5418-6372~3 / FAX : 03-5418-6380

横浜支店 : TEL : 045-211-2001 / FAX : 045-211-2000

URL : <http://www.kau.co.jp>